

## 東京都公立学校教員研修体系の再編・整備に係る基本方針

### 1 教員研修体系の再編・整備の背景と必要性

- (1) 「東京都教育ビジョン(第2次)」(平成20年5月)で示された現職教員の指導力向上や「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第2次報告」(平成20年4月)で求められた職層ごとの研修の充実を図るため、「東京都教員人材育成基本方針」(平成20年10月)に基づき、職の分化等に対応する系統的な研修が必要である。
- (2) 団塊の世代の大量退職及びこれに伴う教員の大量採用の状況を踏まえて、若手教員を計画的に育成するとともに、優れた教育管理職候補者等を育成するなど、各職層で次のステップを意識した研修の仕組みを構築する必要がある。
- (3) 平成21年4月から教員免許更新制が施行され、原則としてすべての教員が10年ごとに免許状更新講習を修了することを踏まえ、従来から実施してきた10年経験者研修の内容等について検討する必要がある。
- (4) 学校が主体となり、意図的かつ計画的にOJTを行えるよう、必要な教育情報の提供を通じて学校におけるOJT推進者を育成するなど、効果的なOJT推進のための研修を行う必要がある。
- (5) 教育基本法の改正や学習指導要領の改訂など、求められる教育内容の変化に対応できるように教員の資質・能力を高める研修を充実させる必要がある。

### 2 教員研修体系の再編・整備の方針

- (1) 「東京都教員人材育成基本方針」で示された教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」及び「学校運営力・組織貢献力」と教職員研修センターで行う研修との関係を明確化し、東京都の教員として求められる力を確実に育成する。  
そのため、経験や職層に応じた研修を実施し、組織の一員として求められる力を育成するとともに、教科等の指導や教育課題への対応など、教員の専門性を高める研修を充実させる。
- (2) 東京都として、その資質・能力を保証できる教員を採用時から計画的に育成するため、若手教員育成研修プログラムを開発する。  
また、教育管理職研修及び教育管理職候補者研修では、OJTにおける職層ごとの役割に関する内容を充実させ、学校におけるOJTによる人材育成の円滑化を図る。  
さらに、教員が各職層において次のステップを意識し、主体的に組織の一員として求められる力を高める研修を実施する。
- (3) 教員免許更新制の導入及び主任教諭の任用開始を踏まえて、10年経験者研修の実施内容の精選を行う。  
また、初任者研修から10年経験者研修までの間に、参加を義務付ける研修の再編及び整備について、国との調整を継続的に行う。
- (4) 教員研修体系の中にOJTの推進と自己啓発支援を示し、人材育成の三つの手段である「Off-JT(通所研修)」、「OJT」及び「自己啓発」を関連付けた研修運営を推進する。  
そのため、学校の教育活動を推進するリーダーを育成するリーダー養成研修の実施など、通所研修においてもOJT推進を図るとともに、教員が継続的に自らの能力や意識を向上させるための自己啓発を支援する。
- (5) 各教員の能力や必要性に応じて、教科等や教育課題について、よりよい授業を行う力や指導力を向上させるために、専門性を高める研修を段階的に行う。  
また、研修の参加の促進、カリキュラムセンター機能の拡大・充実及び区市町村教育委員会等との連携により、研修を充実させるための環境を整備する。

### 3 開始時期

平成21年4月1日

### 4 研修実施計画

東京都教職員研修センター所長が定める。